

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上	<input type="checkbox"/>	
b. 本庁課長・室長・企画官級以上	<input type="checkbox"/>	
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	<input type="checkbox"/>	
d. その他(本庁)	<input type="checkbox"/>	
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長	<input type="checkbox"/>	
f. 事務局課長級以上	<input type="checkbox"/>	
g. 事務局課長補佐・係長級以上	<input type="checkbox"/>	
h. その他(事務局)	<input type="checkbox"/>	
(社会保険事務所)		
i. 事務所長	<input type="checkbox"/>	
j. 事務所課長級以上	<input type="checkbox"/>	
k. その他(事務所)	<input type="checkbox"/>	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（手書き箇所）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方策はない。
1件1件解決に行くしかねない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方では本府の指示により仕事でぶり
このような事態にあつたことは知らなかった。
この問題は今回、郵便局で初めて听到れた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるお考えですか。

本府より指示されてこれを確実に実行すれば
にした。
本府に保険者にて保険制度を運営している自
身からかってこれが問題。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人材、制度づつ時代に合わせながら
解決していくべき経営を心がけて
大事である。
具体的には、一番流れや事実を
みていくのが一番通用か一番と思わ
れる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者全員に年金権を持たれていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何とか一時、一時解決をもつて心配。
(問題は、解決していく方法がわから)
かけては、虚偽をもつて」と

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

将にはし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識はありません

教導があつてから

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答）

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答）

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（回答）

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答）

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

回答については、住民票あるいは本人の居住確認書類(固有、
配偶者も同様)の者(=不在保険者)の存在は(知っていました。
(別管理)
(未登録登入力用)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

回答については、本人の申立てが受け付けており、対応してもらっている
ことは本人の立派な行為であると考える。これは原
則として年金記録問題を年金課はないと考える。これは原
則として年金記録問題を年金課はないと考える。これには原
則として年金記録問題を年金課はないと考える。
この問題から、対応不適切であると考える。
これに対する専任職員を新たに配置すべきだと考える。
(年金相談対応係(へ年金課))

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

午一になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

取扱の走数が不足している次第であり、もう少し多くの予算で早期に解決することを心がけよう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号がスタートした時点で統合不能となる
（会員登録）と考へられた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号がスタートする時まで、（国民に対する）
徹底した広報が不足していると見う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じ上げません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

着実に一律一律一律より他の方法はあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍する問題を認識してます。

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どうも人生を職務と一生懸命遂行してきました。

人間、流れの中で徐々に反省すべき点は見えて

増え

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

物価上昇

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

抑制

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

✓

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
	<input type="checkbox"/> 本庁	<input type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課 国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道につづく実施

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 知久時 ……各報道により (平成19年5か6月頃)

② 問題 ……戦時中の記録(天て、焼失)なので
心力いい問題

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお考えですか。

・取員り派遣、窓口体制の充実
相談

・制度の不備 (各種年金制度における番号未登記)
・統一的な管理

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

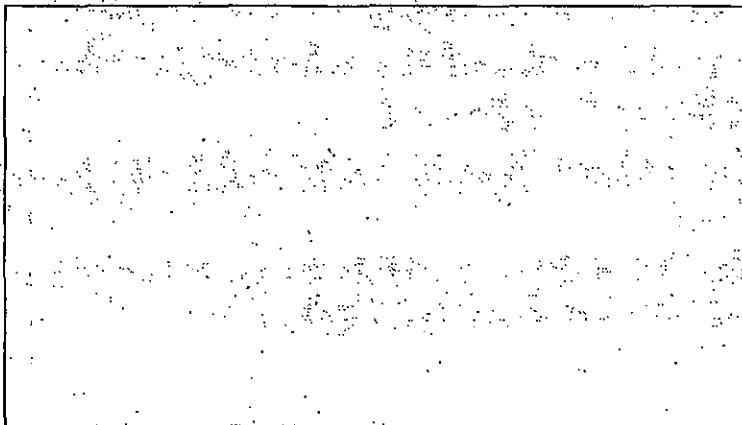
健保・厚生年金に加入義務づけられている事業所に勤務しながら個人の昇進等を要望し別会社に入社する現象が多く見受けられています。
昭和30年頃は年金には関心がなく被保険者が多く見られました。
昭和30年頃は女子については年金制度などで年金以上の加入は珍しい者が脱退一時金を受領していました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

紙名帳(精算名簿)よりマイクロフィルムに移行の際の
整備が不完全で年数とあってるケースが多いのですが短期
間に民間へ依頼したのが問題と見えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知らされてない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。
（参考）

そもそも5千万件の謹のものとも分からぬ年金記録と報道されているが、内訳がよくわからない。何年頃から~何年頃までのが多いとか、どんな内容なのか、制度発足当時は全ての被保険者は本庁の名簿方式(連名簿と称していた)であった、この連名簿の七郎が転居にあい消失していた、戦後だとと思うが制度が次々と改正される中で事業所の名簿管理と個人台帳(被保険者台帳或いは紙台帳とも言う)に移行し、昭和32年10月31日をもってこの紙台帳を社会保険庁に移管し、社保庁が一括集中管理することになり、(機械着理を前提としたものと想料するが、コンピューターによる管理の走りがけだったと思う)膨大な全国からの紙台帳の入力業務は職員の増員や外注に申し出処理したもの想像しますが、それなどで多くの誤りが出てるのではないかと思ひます、自分はその進達の前提とした名簿と被保険者台帳との突合事務は昭和30年7月25日から2週間しか掛かっていないので昭和32年の移管時にどのような状態で移管したのかは存知しない。しかし番号の不明、生年月日の不明などの欠陥台帳は移管せず保険課に残しておいたと思う。ついでに、このまま放置されると、次に昭和35年5月?名簿方式から原票方式に移行し、資格喪失記録や資格記録の中間記録を週2回社保庁に進達し統合処理がなされていたが、統合できないものが事故リストとして返戻され調査して再進達したが、どうしても確認できないのが何件か有り、それはそのまま進達されていたと思ひます。これらが消えた記録になっているのではないかと思う、国民年金記録についてはあまり存知しない。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。(参考)（参考）

年金制度が未成熟であった時代は、年金に対する期待や信頼は薄く、健康保険だけあれば良いと思われたのも事実です、昭和28~29年?国民皆保険制度そして36年国民皆年金制度の施行で国民が年金を認識してきたと思います。しかし、この内でも、5年年金、10年年金の被保険者が被用者保険に加入するとその期間は通算されないため、重加入して、年金につながらない厚生年金期間の記録が数多くあるとおもいます。

国民年金については詳しくありませんが、厚生年金の被保険者を住所管理するようになったのは昭和60年代前半、基礎年金番号の導入は平成9年1月からです、年金記録特別便等でそれ以前の記録については一応整理がされたとして、後は本人、家族の申し出により徹底調査するしかない。

5千万件の年金記録、既に死亡している者の記録、年金につながらない記録等を早期に整理して5千万件の5分の1にでもなったとかでマスコミの報道で国民に安心感を持たせるのが肝要だと思います。現役を退いて、16年余現実を知りません、どのような解決方策をと問われても答えようがありません、しかし、現職の人達が毎日9時過ぎないと自宅へ帰つてない程ご苦労されているのも事実です。

この用紙は、公表する場合があります。ご了承下さい。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者は職場を変わる都度、過去の勤務先を隠し新規に年金番号の交付を受ける者、或いは既交付の厚生被保険者証が見当たらない、紛失などの理由で、(昭和30年代前半までは小さな被保険者証なので紛失しやすいものであった)過去は W.M(端末機)の時代でなく、既交付済みの年金番号の検索ができないため新規取得として新番号の払い出しも止むを得ないものであった、ただし、年金の請求時には職歴の記入により重複番号の取消しをして記録の統合をしなければならないとは思料していた。

以上の状態は将来の年金請求時に、現にいう記録問題が生じるとは感じていた。(いつ頃とは答えられない)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられると思われですか。

複数の手帳番号を有していた者については、その都度重複番号の取消届けの提出を促していた。(将来の年金請求のために)
反省点 被保険者の住所管理の取組み、施行の遅れ
行政庁(社保庁、社会保険事務所、職員等)の指導不足、一般的な広報指導は行っていたが、事業主、総務担当者程度で被保険者にまでの指導教育に欠けていたのではないか?

被保険者自身の認識不足、報告義務の怠惰、事業主にも責任あり。

(以前、映後の記録を留める名簿等の紙質はお粗末で何度もめくったため破けていたものや資格喪失年月日が定かでないものも(旅り切れて)あった、それらが事故被保険者台帳になったものと思う、それらの歴史は小生より先輩からの回答をお願いしたい。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

東山口

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「この問題の解決」といふくりに言われて回答に苦慮

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

答：頃、札幌大学校の研修で、コンピューター精度が話題になった。
「機械の精度は高いが100%ではない。それより怖いのは人のミス」との説明を受り、それが今から3年ほど前、学生側・教職側(事務所等)が積極的に基礎から丁寧に確認を行っていたのではないかと察出した。これに対する説明者(方)の回答は、既政当局から年金問題では請求時に申し生により最終確認の方法が残っていなかった。費用対効果を考えれば認められないとしており、3ヶ月もかからなかった。これを聞いて、何年も前のことを覚えてる人が厚生のほうから疑問を持った記憶がある。
当時感じた印象は、どうもこうなった気がしてならない。既政当局とはどこの誰だ、とのかぎりに深く質問しておりはよかったです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお答えですか。

記録管理一点に絞れば、必要な人、資金を階層的過ぎないように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の流れがあるとは思っていなかった。
平成10年?

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○B 職場をもって運用して調査すれば
と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（手書き箇所）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在実施されている対応でよいと思ふ。
2. 今後の対策としては、国民年金番号制の導入が不可欠であると思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成16年に退職にあたり、これまで年金記録問題が発生するとは、全く全く認識していなかった。
また、それより年金問題が存在していることについては新聞・テレビ・雑誌等で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

不詳

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金制度は本来老後の所得保障の最も重要な制度であるが、特に若年者にとっては昔も今も遠い将来の問題で、制度に対する認識が甘くなり勝ちであり年金行政に直接携わった者は、もとより政治・行政・事業主・被保険者等関係者全員の問題である。

戦前の制度創設から、戦後の混乱期を経て長い間の背景があり、一社会保険庁だけの問題ではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦前、戦後から今日に至るまでの長期間に亘る加入者記録に関する問題であり、膨大な作業であるが、時間と労力、経費を費やしても効率的に一件ずつ確認をして完結する以外に方策はないと思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の所得保障の基礎となる非常に重要な記録と認識していた。また、そのように指導されてきた。

その気持ちで精一杯取り組んで来たと自負している。

コンピューターもない時代からの事務処理システムからして間違いが発生するだろとは、早い時期に痛感していたが、公表されたような膨大な件数になっていたとは、全く知るすべもなく、知り得なかつた。

これまで職務に専念して來た一職員として至極残念であり、言いようの無い憤りを禁じ得ない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. コンピューター導入による的確・迅速な作業の推進
2. 年金制度加入記録の統一化（基礎年金番号採用）の早期実施
3. 戸籍、住民票と連動して氏名、生年月日、住所、生死等の確認可能なシステムの導入

時代の色々な事情、背景があり、止むを得なかったとはいえ、いずれも対策が遅れたことが大きな要因である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長・平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上・平成11年度までは主幹		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・ねんきん特別便の延滞答者に対してみなし大変な事務量と思いますが、重要と思います。
・現職者は事務量増となり大変な状態にありますので、職員の増員をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(回答)私は'42年の住民基本台帳法の発令されて手番
が入るようになり重複は減少していくが、厚生は
多くの手番を持っているケースがあり、特産(請求時)
は確認等が大変な事務量になると思つてました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a.	本庁部長級以上	
b.	本庁課長・室長・企画官級以上	
c.	本庁課長補佐・係長・主査級以上	
d.	その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e.	事務局長 *平成11年度までは課長	
f.	事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
g.	事務局課長補佐・係長級以上	
h.	その他(事務局)	
(社会保険事務所)		
i.	事務所長	
j.	事務所課長級以上	
k.	その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年から19年改マスコミ報道等により知った。
それが「年金詐欺の団体情報料未納の問題に係る取扱の実績確認上の問題」「年金補充給付制度の問題」「年金被扶養者の年金額問題」「年金情報料精算問題」等々
社保庁ハシミングラムであった。
年金記録問題もそのハシミングラム流れの中で5000万件の「消えた年金」と
大々的に喧嘩された。政局に有利不利とされた。消えてはいけない。統合できない
が下に付けて加入者が消えたが本ほ「正常に対応できなか」と誤
説している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金局への未収会計金の未払いについては、①原斗酒車や小一木一香子利の不連序、不徹底、②年金院(郵便休眠者課)、年金請求料までの保持力薄弱、③原年加入者の氏名ふりかけ、住所の未把握、④原年加入時の年月日確認不良の欠陥。といふに加え大きな原因と思われる。
地方の久々枝の問題は、社会と省庁からの指導基準に基づき誇張情熱を以て
業務に従事したことと自負している。社保年月別と十把一握りしたマスコ
ミ等による過大なハシミング、ひいては犯罪者集団扱いには強い憤り
を感じます。社保年月別取扱は、窓口、電話相談等に際しては現在も
過剰なハシミングを受けて、人の病に対する退職員、長期欠勤者が多くいること
關している。悲しい限りです。又、年金制度への信頼を失なわせ、取扱いOBヒその
家族へ迷惑と風評をよせた。
今回、この要請書文書にして、「ご回答いただけの方については、氏名を公表
させていただく……」とは、何時ではなって(ようが)失礼千万である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

序し

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第三者委員会で処理する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に記録されているものと思つた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成12年3月31日退職する時点では、宙に浮いた年金記録の存在は知らなかった。

(年金記録問題は新聞報道等で初めて知った)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法

- ・該当者に連絡(文書)し、年金記録の確認をしてもらう。
(ただ、被保険者の住所を全部管理していないので届かない場合もある。又、郵便が着いても開封しない方も多数おられると思う。)

広報により周知を図る

- ・テレビ・新聞等による正しい年金通知の報道。
(興味本位の報道が多いので)

年金請求する時点で、職歴が漏れないよう確認

(第三者による、委任請求をする場合は請求した年金期間を本人に確認させることにより記録漏れの防止。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金しか担当をしたことがないが、事業主の届出を基に処理をしていたので、個人によると重複した年金番号を持つ可能性はあるが、年金を請求する時点で職歴により年金加入期間が漏れる心配はないと考えていた。

昭和40年頃（事業所の担当になった時）事業主からの資格取得届に厚生年金番号重複取消届が添付されていて一人の方が複数持っていることを知った。（生年月日の訂正届が添付される場合もあった）
(被保険者の申出等により事業主が手続きする仕組みなので)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

提出された資格取得届等を正確に処理することを心がけた。

5,000万件もの年金記録を、早く処理しなかったのか理解できない。

一人の方が、年金番号を複数持てる仕組みを無くしない限り又おこる可能性がある。

(完全な年金記録を管理するには、プライバシーの問題はあるが背番号制するしか方法はないと思う。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長	*平成11年度までは課長	
f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹	
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（手書き箇所）

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（手書き箇所）

現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン導入後、未統合、納付期間に誤りがあることは承知しているが取り扱いの中では、件数的にも少々多く報道されてる事態に気が付いた。

文中の年金記録の類の事象中、
個人から保険料を納付して旨の申込が済みにあたかわづか
納付証明書に反映されてない。
事実に基づかず、及びに報酬証、資格喪失せざ
ケースに当たる本件知りた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお答えですか。

最終的には、年金裁定時に個人より納付期間の申込
があり、又、戸籍、住民票、登記簿、登記簿等の確認を
して、(最終的に確認修正) （内存する）

問題は、上級行政との関係、金との事務から個人の
届出、申請主義となりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本・庁)	a. 本・庁部長級以上 b. 本・庁課長・室長・企画官級以上 c. 本・庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本・庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本・庁か地方・庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特筆はあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年代は事業主・事務担当者・被保険者は年金について特に感心がなかった。
被保険者が就職するのに有利(重視なし)のように新規の届出が多くあり、一人が何枚も年金証書をもっていた。また結婚しても氏名変更が届出されず、生年月日も若く届出されているケースが多くあった。(女性)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

- 当時は事業講習会を開催(第一回)して届出の説明をしていかれ成席(ない事業担当者より徹底しなかった面もあり)。広報紙(月1回)も事業主へ配付していく。
- 生年月日訂正、氏名変更、重複取消等の届出が相当あり難可見していた。(届出がなされないで放置されとなっているかも?)
- 広報不足もあった(事業担当者、被保険者に年金の感心が持てなかつた)。今は年金の意識が高まり感心が多くて改善はされていると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和23年当時の保険課で採用され昭和54年に退職、すでに50年から60年の年月が経過しております。
この間にや対して言及いたくに様をたどりたいには自信がありませんので、お尋ねの件について回答できません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	<p>(本庁)</p> <p>a. 本庁部長級以上</p> <p>b. 本庁課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上</p> <p>d. その他(本庁)</p> <p>(地方社会保険事務局)</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課</p> <p>e. 事務局長 *平成11年度までは課長</p> <p>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</p> <p>g. 事務局課長補佐・係長級以上</p> <p>h. その他(事務局)</p> <p>(社会保険事務所)</p> <p>i. 事務所長</p> <p>j. 事務所課長級以上</p> <p>k. その他(事務所)</p>	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を
付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがございましたら、具体的にご教示ください。

1. 陰陽五行説と災厄の予測
・野望の地図上に合併地図(「大」)と山川等
地図、既存の御守、御守の不運の道程(菊口)を示す。
例) おもての御守、名守の御守、御守の月日付等。
津守御守の御守、御守の御守、御守の御守等不明。
2. 阴陽五行(五方)各々について
・四神の五方(子午)、五色(青緑)、五音(角)、五曜(火)の不
生三物等で甲子の着目多く見られ。御守にて手
病の御守出現。
3. 天皇御守の考へ方
・医利適用の意識が強く、「御守は御守」の御守御守
「御守收入成御守」等一方的、中止御守では加入地名
等多く見られる。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 裸け出し 場合不能(め)
 - 久しに付面にも 脱衣室も 現在、守月の手洗室
3台。 手番牌は、心羽板22の例で多く置け
りられた。
 - 方卓はいかない。腰を引いて、わがまゝ深く腰を下す
以外は立場。 しかし、条件が 不可能ではないで
きる。
 3. 3. 3. えど着て、大臣等の子供で、女人がへん(まつが)
同僚等のもの等との相處で腰を立てる。
夫このへん腰を立てる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

次の事は、何が何をもたらすか。
例、歴代天皇：天皇が、神皇の御子として、
御子に対する愛護、結果はどうかである。一例
お腹痛を喝入人前にて、如何なる御子か

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
	所属	本庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金保険事務局長 *平成11年度までは課長 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁において方策を取られて、それが思って
いる方策にならぬ事あり
それが思っていたが、たゞ少し違う事
それで平成後20年以内に改修區し、最近、事務次郎
が不明でこれといった方策が見当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ◎被保険者名や被保険者社会保険庁へ料金より前より年金記録問題を行っていたが、年金は被保険者一人の問題であり、年金に基づき、いかに正確に算出する危険性についていた。従て、今のような年金問題は考えが及びつかなかず。従て、今のような年金問題は考えが及びつかなかず。裁定においては、多年の被保険者期間における年金の区分と照合し、地図分かれて精査し本人の不利益を排除すべく努力していた。現在問題があることは、われわれに取って驚きである。社会保険庁の年金問題はミスがあつたとして、正確に年金を支給では信じない。
- ◎この問題を知ったのは新聞等で報道されてからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

この問題に対する対応としては、20年前は今よりもっとあるところが多かったが、答えるのが少しもん。新機構の職員は被保険者への問題であるから、十分な意識改革を改めて作業に専念し、正確さを期すべく教育してほしいと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	<input type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上 <input type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上 <input type="checkbox"/> c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 <input type="checkbox"/> d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	<input type="checkbox"/> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 <input type="checkbox"/> f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長 <input type="checkbox"/> g. 事務局課長補佐・係長級以上 <input type="checkbox"/> h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	<input type="checkbox"/> i. 事務所長 <input type="checkbox"/> j. 事務所課長級以上 <input type="checkbox"/> k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

支給年金

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の中統合は最終的には年金請求時ににおける勤務履歴に見ついた記録の統合に対するものと考えた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

個人に対して年金手帳が複数枚持たれていたといふことから問題と記録の統合を早期に実施すべきであったと思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されていい問題をいくつもありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳を定期的に手交換消す。
手帳とオンラインで金額を検索しても支払は少ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は、年金記録の誤りがあるとは認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

- ・基礎年金番号導入時に基礎年金データの解消を防ぐ努力が不足していました。
- ・当時は被扶養者からの届出主義がない。
- ・車で移動した場合、同じ年金番号を使用することが徹底されていませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時代の流れで対応策不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

皆年金時代といひえ、国民の年金に対する
意識は薄めて納入勧励に苦労した時代であつた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

年金制度の充実を図より今後の教育課程での基礎知識を会得すること

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

死亡された方、年金を理解されない方、過去の履歴の記憶のない方、無闇に年金等の対応が困難であり、完全解消は無理と考える。範囲と人によりある程度での解決は可能かと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号導入時、厚生年金は厚生省、国民年金はは民衆の厚生省の差、以前には厚生年金は厚生省と厚生省の間にありました。一人いくつもの年帳を持ち、3者等の統合は時間がかかると想った。毎年月別の相違等本人申し立てによる直前のため統合は困難だし、本人操作時の解説いかずりを想定して。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお考えですか。

被保険者との操作法の連携を残して、車両登録の手帳を確保すること。社会保険(厚生年金・健康保険)は事業主に対するうえし責任を持たざることが必需である。被保険者への列記も事業主が責任を持つと説明する制度の成り立ち云々、などと想慮12、3。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ね

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金問題 記録 相談等 素人(アルバイト)

これは無理、と考えます。指導に随分の流れ込みがあり、即ち取扱いはいかず、時間がかかるなど思われます。しかし、金額でなく、個人事業や又は法人化され、即解決はできない、と考えます。

届出の際、事業主、被保険者、の立場には申請している、ことの事実までから、未登録個人をそれがそれで直接を成り(これらへ、もう少し長期的な解決は問題だと思考します)。

国民年金について、市役所はでさえ、難しい、久遠、収納業務を何に移管して、少人员で組織運営をしています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について大変心配で大切なものであることは認識していましたが、なぜか年金記録問題に気が付かれず、昨今報道されてる年金問題について心配であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

長時間で、勤務ですぐで、社員行、保険料、国民年金法の改正通り、高めの人は人手不足の中、正規雇労働者努力のためを思って(特に厚生年金)あります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長	*平成11年度までは課長	
f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹	
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人にゆりかれて頂く以外何かと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金並み以外に手帳番号を持つ「マイナンバー」
多い会員組織以外から外には新聞報道等で
取り上げられる様になっていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現行の制度にひどいものはない。
複数持つべき銀行・国民年金・年金保険の操作制度が悪い。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

少し時間かかるので年金の信頼回復のためには
真実の年金記録にしてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、事実と相違ないものと信じて仕事をしていましたが、特にこのように問題は想定していませんでした。
平成18年以降からの色々な報道や社会保険事務局からの連絡などにより問題を認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は社会保険事務局からの指示に従い、
職員一人ひとり一生懸命に年金の信頼回復に努力しました。
一般に、人の作業、特に間違いかつさものでは
りやかけは点検と確認が必要であると思
います。間違いを防ぐための組織体制
が必要であると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	(保険課 保険指導室長)
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この年間に一度、この新規中に審査取得し、
審査の該当者が、複数期間で明確な交付を行った、
といふので(なぜかと思われる)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題は全くあからで
この問題の存在を知ったのは、洋澤厚生
大臣当時からです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手記事項はあがません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長		
f. 事務局課長級以上		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 年金記録の虚偽調査が必要です。
- 未加入や未登録になっていたか？
- 本人が故意にカロス(不正)したのではないか？
- 既条件を行なう。(入社、復職)による今(生年月日)と詳称(ミリ)なさい？
- 勤務したところが判らない。(会社名、商店名、店舗名等)社員登録名稱が不明

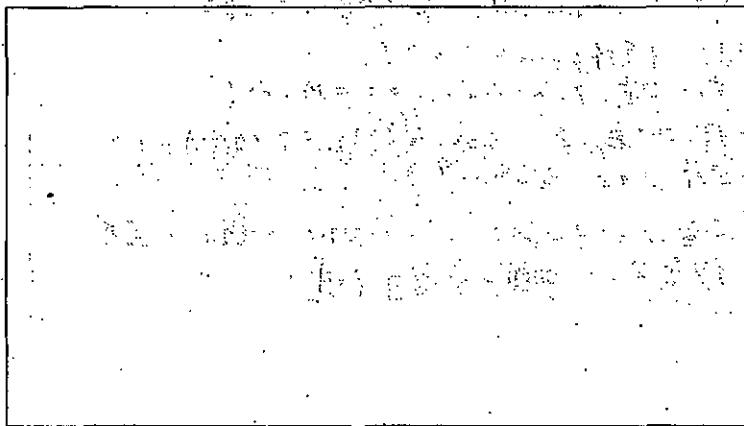
(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

議定

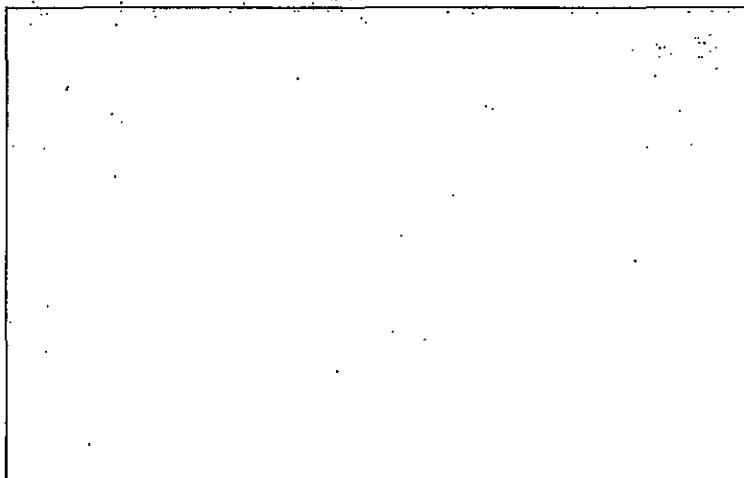
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題としては市議会が年金記録の
私が昭和40年から48年まで社会保険事務局の
事務員として勤務し、公用車利用が廃止された後も車
などの内容を統算する手帳も行いました。
先輩のうなご指導により、車の統算(統合)より
お土日や休日の日がかかるとしている。)や
まずは、私の周辺の私見も述べた
137
人。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、以下が解決していく方法
しかないと考えます。
統算のままでは車の統算からの廃止につづいて
本人が内容を確認して廃止するようにした
方がよろしく考えます。(ほんどの人は、自分の
内容で、どの車両で統算せん。給付を受けるとき
にわかるのが今の状況です。)
業務内容の軽減(届出内容の軽減)本邦へ
調査と車の車両登録が必要です。
個人の教育(個人個人との高いモラルと
施設教育)が最も重要な考え方です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録の題は、業務上のミス(被認ミスも含め)、支給手帳からの返出(返却)、送付に連絡と異なれば返出(送付後いつまでもシステムで)など、様々なあります。
2. 私たちは、スタッフ報道が「A」にならぬように心がけます。私の場合は、医療実績の仕事ばかりで、年金はほとんど経験がありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 「質問2」の答と同様にあります。
1. 人間教育
 2. ミスを防ぐシステム
- この2つが疎かにならないこと。
反省点としてあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題については
全く存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者又は年金被保険者の申立てによる年金記録の誤り訂正する正当な権利があるのか、一番良い方策かわたい場合でも申立てが妥当といふ判断されるかと審査を行なう機関が審査結果を示す場合は記録と訂正して貰う事が考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. ①自分も共済年金の被保険者であり、将来年金受給者にならぬ者ですから、年金記録は大事なものであると認識してありました。(自分の場合備蓄の準備と年金額を全て保管していました。)
- ②同様年金被保険者、厚生年金被保険者の年金記録については、記録を社会保険庁へ送信したときは担当者が入力したものを作成なり課長がチェックして誤りかがない様に努められたとゆう。
2. 小泉内閣の任期末に国会で取り上げ議論されたと存じます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

1. 自分は [REDACTED]
として勤務しており年金未受給者では
まだ余裕保険者年金記録について実感を誤り
がちとの印象をもつてあります。
2. 現職未登録の場合には年金未受給者である人たぐ
てつく若い被保険者じめつとも、せめて5年内に回
社度で本人宛て年金記録と送付し、確認のうえ
返送し旨の标记(至宜めが審ひむ)制度化す
べきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 <u>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹</u> g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問③)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問④)質問③の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者		退職者
	本庁	地方庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)	e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局)		
(社会保険事務所)	j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

な

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の問題解決の方法は思いつかない。
(原因の所在が多岐にわたるため。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所等の現場では、厚生省(当時)社会保険庁の通知、通達、直達、指示などおりに、被保険者データを進呈・報告(エキスポート)、今回のようないち突貫で並じるとは、全く考めていなかった。収録されてると思っていた。

今回の報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのに対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるお考えですか。

- トップダウン式の業務命令である。地方・個人単位で、できるだけ無かったと認識している。
- 現場の声を中央が聞こうとしたから。
- 基礎年金電子化導入当時は、中央では被保険者自身の申告を信頼して年金請求と受け付けていたのである意味で過信していたのではないか。
・複数回、一般公報と呼ばれてしまったのではないか。
・早い時期に統合するよう周知するべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は本人の請求事項であつて、裁決請求時に
本人の賃収(納付証明)と照合すれば、未収家
未統合問題は解消されたと聞いていた。
(基礎年金被保険者へ)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- (1) 社保庁(本庁)の認識のあまさと問題の先送り。
- (2) 解決に向けての予算措置不足。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者	
	所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者(受給者)の意志を尊重する方がベターと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金業務が多忙であり、それに伴う大きな内規の発生するとは思っていませんでした。
- 年金手帳を複数持っていたり、仮名で漢字だけで表記され等の問題もあり、年金改定時にほとんど解決できました。
- 国民年金未納が国会で取り上げられたとき

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 当時の年金法改正規則(即ち、年金改定)を行なえました。
- 日本の年金制度は国民年金であり、大変立派な制度だと思います。早く、現在の年金制度を解決する必要があります。今後は国民年金法改正にすべきであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答）

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（回答）

1件々 確実な外理いかないと思はず

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

まだこの辺りの記録がございません
せんじつけ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)	
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

11レ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

見づらくなへ

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 従来、管理して、記録の不備があつた、国民年金を扱くところ
- 平成18年度

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- かい省券が、記録を確認し、協会を増やしてみる
- 事業者へ、事務処理についてのチェック体制

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢印2件目。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不詳

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような事は知らなかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① ①年金記録とシステム情通についての問題の有りが急務である。
 - ・生活費削減のDBは削除すべきか(人材は削除され)
 - ・早期の解決のためには、上場日・月曜日(1月29日)以内に
 - ・届けられねば(他のあるDBを削除)してやらせるべきである
 - ・郵便局の手扱は全く意味がない。明らかに年金の無駄遣いである
 - ・60歳前後のOB職員を中心にお問い合わせの問題は年金記録が専念せら
- ② 社会保険事務士の活用はその場(ゆき)で問題解決になら

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題だけではなく取り扱いられているが、サンピア等の会社で年金記録問題を使った責任の方が大である。
本部や支店にに対する年金負のパワーが業務が直面する係のない年金会社が設立する事にあやかりたてば社会保険局も年金の責任である。このような無駄な事業の末、現場の職員は被が生じたから年金局の検査(年金記録の事後確認)ができるため起つて起つた問題である。

基礎年金番号導入前から問題が存在することは感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の問題は他の責任者にて在籍中は記録問題に専念して取り組んでいた。
職場の危機意識があり、自己主动で年金記録問題を取扱う年金専門のVET(ソリューションズ)、(社員登録の)
また、記録問題は年金専門のVET(ソリューションズ)の年金問題の専門性の高い年金専門家
であり、年金専門家は年金問題を山分けする。(専門)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の内から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（回答欄）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間かかるか1件1件具体的対応と3点の方法はないものと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代中頃から50年代にかけ厚生年金被保険者記録事務リストの件数が増えてきたこと。また、それらの記録の確認(整理)が困難なもののが相当数あったこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、自分としては具体的な対応策を見出せることはできなかった。

下に、金管・金事務所の問題として対応していく必要があるたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・ 街頭相談(夜間)
- ・ 施設等の訪問相談
- ・ 行内会相談
- ・ 電話相談(世帯員単位)
- ・ 団勢調査の活用

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中にありました。退職後平均5年頃かかりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別段エラの問題があり地元でやり直すことができなかつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らな

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対応で早期の解決を願っている

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報導道により知り、及
在籍当時の様の事があったことは知らない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁	<input type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（記入欄）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（記入欄）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

規程に気付けて正確に仕事をしていましたので
特に問題との認識はなかった。

但し
年金番号の2重アカウント(同一人)
次名・生年月日の公表と違う届出
厚生年金加入者の住所で管理しない
等により番号統一に当たる同一人の判定がむずか
しくなった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

研修会、講習会、説明会等を通じて正しい理解を
行うよう依頼した
もっと早くから被保険者の住所管理を行う必要があつた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別添の年金記録問題の事象2以外にも
承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者等の積極的な協力のもとに
現方案でよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金確定時においても、本人の記録と
府の記録等で何の問題も生じてなく適正
な事務処理が行われているものと認識
していました。

なお、最終となる表定申請時点において
食い違いが生じた場合は、その際に訂正する
という事務処理で支障はなかったと思ってます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務多忙の中にあっても行政サービス業として対応
してきたところですが、請求する事が前提にな
っているため、お役所的な事務の取扱いを行
ってきましたところがあつたのかも知れません。

そのため、今後も定期便、インターネット等の活用
を含む情報提供の徹底を図っていくこと
が必要であると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本 厅	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

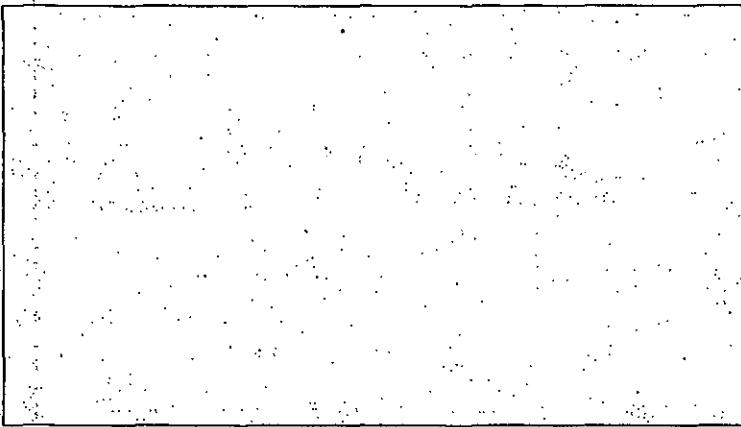
(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

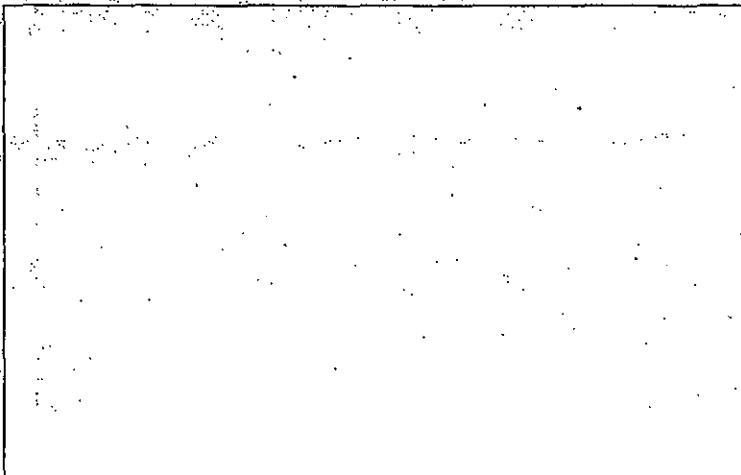
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長・*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上・*平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

たゞし、数十年前の紙の記録が保存状態などは、世間一般には知られていないのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今まに手帳の記者発表で、取得や喪失の記録がWMで見られないので記録が多く残る、いわゆるカゼ・トキ・ツン等を完全に済ませて、調査やすべて体制が整備されており、WMの増設も必要であります。また、より認知した人も重要である。人員数だけで解決できるよりは、より多く考えて見る、短期間に期限を短めにして、件数だけ上げてその中に見落とし、調査不力がありすると、同じ繰り返しとなる。多くのデータ類員の懸念と共に調査にあたっての方々の研修も、より効率を上げるために必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識1くことはない。
問題としてスコットが導入された頃から。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人より支給を受けず、社会保険等全体の反省を考える、特に地方公務員では、常に庁の方針に沿って正直な処理へ長年努力してきた。また、住民に対する公平を第一に日々の業務に務めていた。第三者委員会へ設置されることはよいとしても、今やこの国民に対して公平を欠くような扱いがされてしまうことはおかしいと考える。はじめに何か多年、国民の保険料を納めてきた方々との間で不公平が生じないように強く望む。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが及ばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公務員として自信をもって、社会保険行政に取り組んできた。
現在問題になっている様な事象は考えも及ばない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ノーコメント

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方 [□]
最終官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の経験からすれば

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金引帳番号をなん切り持つて、被保険者が「エー
(就職する前に前厂を廃止・新規・年金番号を作成
した被保険者は多くいた。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

本人から昭和36年4月次陣の記録を参考にしながら
本人の就職(工場に就職。工場で審査して
対応し、重複番号を整理しながら対応して
出来ること相談者へ説明を行なう努力をして本人
確認する工夫して
昭和60年以前は就職する時に年金をいつわ。といふ者
が很多をいつわ。てて者が多く本人確認するのに
大変だった。又手書台帳や記録検索が解読するの
が困難を生じた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保险事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和二十一年社會保險公庫賸余金額
國庫と仁宗と直接取引しては無いか厭煩の物
不足。是故皆惟用紙は紙と不根末者か。今昔之比
長期主導する事無く解しては適當で何等御不満御
是れ以来數次公互に機制化が圖され現在此空へて
五年我之職を以て一生懸命仁宗をして奉る所
才と雖云一時之間思ひ立てぬ事に付致し心外
思ふ。是す。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えですか。

船主韓文泰 36年老西客現在船上
是二等船客 59歲

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

履歴に以前に退会しては、このどうな
状況を記載しての退会理由を記入です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

答えますからよろしくお願いします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保险事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長・*平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間に解決する効率的な方法は考えられません。
年金記録問題解決の向け、現在計画1.17の3方法により
地道な一歩づつ解決していく以外方法はないと思
います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問③)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在するのは、いわゆる年金記録
内閣文庫スコープ大統領に報道されたのが平成19年6月頃
だと思います。

基礎年金番号が導入された時点で、年金記録と本人の記録が
はらはらと照合していたのが印象的で、本人からの回答が早く総合行政
で新しい記録があることは分っていたが、報道されていうような
「記録の統合は未定着状態」という認識は全く持って
いませんでした。また報道であるような膨大な記録が未統合である
ともマスコミ報道と通じつかなかったので、年金記録内閣文庫の
解決への膨大な膨れと手間代がかかると思っていました。

(質問④)質問③の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・本件よりの指摘に従つて対応した。
・反省として記録の管理办法に問題がある。
例で、本件における保管している紙媒体による記録を
磁気媒体へ変換して保管12ある、同一人の記録は12ある
どうかを 磁気媒体と並んで支所内に客場にて確認
できるようにしておけば良かった。
(新システムによる記録を磁気媒体化しようと
予算が認められず、できなかったと聞いている。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で公表されている問題以外は
特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件1件を地道に調査するしか解決は
むづかしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職期間40年うち約30年間が国民年金特別会計に所属していたため、厚生年金の問題についてほとんど分りません。

国民年金については、オンライン化された当時、紙名帳もマイクロ化し「これが全件についてマイクロ化されなかったのが残念です」。
予算学習するも、府(業務センター)の考え方により認められなかったと記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

全部マイクロ化できるよう準備しましたが予算内では無理でした。

現時点で「納付したはず」「免除申請したはず」等々訴える人に住む姿で回答(対応)ができると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大切年金の記録等が正常にまとまらず
ればならず感じられ

2017年1月 / 9月5月頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該員一丸となって対応しようとしてる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

会員登録の従事者企画開発の仕事が多くなったためと
エレベーターによる料金処理が社会保険庁で行われる
れています。余り意識しませんでした。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最近はIT社会になって事務的ではあるが中内監理監督員がいるので、モニタリングが導入されていると思います。
制度上止むを得ませんが、これを防ぐためには研修はより意識とスキルの向上が大切だと思います。

先づオート人づりを参考してレジスト
リングを始め年間20回も超える研修、ミーティングを行ない、
従業員全員に営業活動を行わせ意識の昂揚とスキル
アップも重要な結果だと思っています。
年金問題についても単なる事務と考えず、経営の中の
一部であり、大・中・小の目的意識の中で考え処理して
ゆくことから肝要と感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和20年代の初め頃、厚生年金の被保険者名鑑と旧合併の実合確認票をもつてが、確認欄に書いた箇所には(消)の印を押してあり、過正義処理がなされて、之上確信しております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

筆者勢力の全国民相手で膨大な量となりました
長年亘って継続されてゐるから本末3大省力化も終了
左側の久松さん、その辺には先づ国民の意識の昂揚
(PR)に力を注ぐべきオーナー事務は本末3限り省力化
(測定すると思いま)。本人が狂乱(報酬明額小言入り
(五))と記入(次元へを就職及公退駆除時に事務所等で
確認する旨の自己管理)の一方途に思ひます。
国民待番号と共に

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

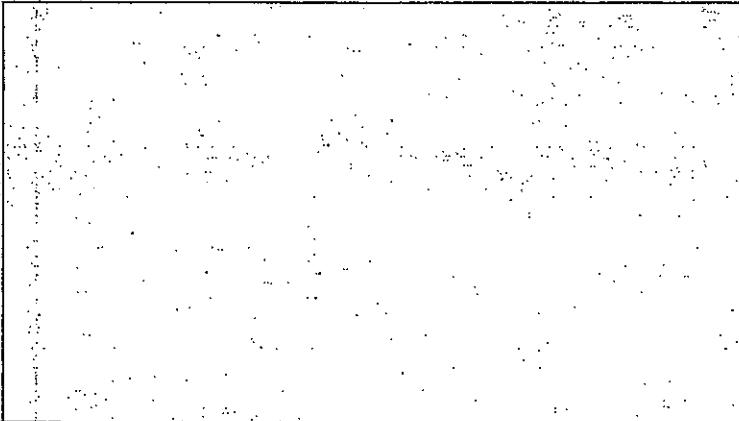
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在もか進めておらわる方策以外に特に良策はないのではないかようか。
30年も前に退れておりますので、お智恵もほかにません。

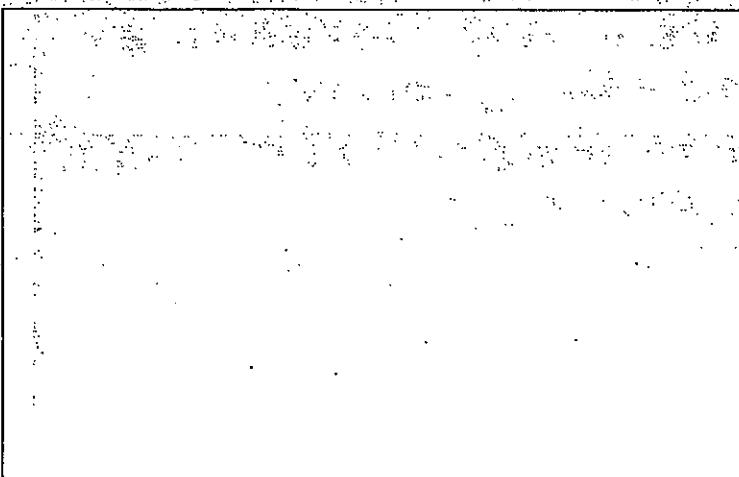
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録とか、未収支の記録とか
あるいは想像してありました。

スヌエ等の報道された時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

地方の現場のデータや業務に精通して
きたかとして、こんな内閣が起ること自体
大概であります。

私は、厚生年金開削のみの経験しかありません
が、地方の現場職員が受けた業務量
の多さの中、自分を信じ、仲間を信じ、組織を
信じて独立一歩を踏み出しました。従って今か
このようなくそくが誕生した事自体悔しいから
情けない気持ちでいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	○本庁	○地方庁
最終官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業主から

- 既に年金番号を持つ人や、初めて資格を取得する人として届出をする場合があること。(年金番号重複取得)
- 氏名、生年月日等が誤って届出されたことがあります。(未登録記録の発生)

知った時段を特定するにはできません。定めてありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

事業主(事務担当者)の指導の徹底

- 最近の事務処理システムを承知してあります。
- 資格取得届に本人の資格開示が確認できき書類の添付を求めるには出来なかつたか。
- 受付書類事務久は翌後のチェックを一層充実するところが出来なかつたか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特 い た し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

性善説が裏目に。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務講習会その他機会である
都度具体的な例をあげて説明
ました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考ひはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

会員登録処理のエラーは昔からあり、判明した時に訂正していく。
仕事(業務処理)は一生懸命(2~28)
エラーは発生する。
問題と認識してなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

長い歴史の中で種々の問題が複数
に絡み発生した問題と答える。
(判明)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがお存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正確に處理されたこと
思ってたのに、別の手段を取ったと認めた
はしてないかかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職時代、年金記録について、何題かは
生じ反かかったので、本やHP等へ
いじめています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金については、制度発足当時から紙台帳により記録が管理されていた。市町村から回付された年金手帳の検認台紙から、その後は納付済証明書(正式名は備忘)から手作業で記入していた。従って、人為的ミスは当然考えられた。しかし、40年ごろから納付記録のオンライン化に伴い、「さん札テープ」による納付記録の遅延(社会保険庁へ)が行われるようになってからは、毎年、又は数年毎に市町村が保管する納付記録と突合して正確性を保持していたため、現在の記録が世間で言われるほど間違いがあるとは思われない。ただ、社会保険庁の収録作業の段階で発生する記録の不突合分(必須項目の氏名がカタカナであったり、生年月日との2項目のみであったため発生する疑重複など)については、社会保険事務所で再調査を行っていたが、住民票が不在者扱いの者やその後市町村からの転出で新住所地での届出がない者は、確認のしようがなく社会保険庁に返戻していた。それがどのようになったかは不明であるが、社会保険庁では年金の裁定請求時に本人の申告に合わせて、修正して給付すればいいと解していたのではないか。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金制度は、自営業者や農林漁業従事者など不特定層の方を対象としており、加入から年金の請求まで本人請求主義が採られたのはやむをえない。そのため、我々国民年金制度従事者は、市町村・納付組織をはじめあらゆる広報媒体を利用して制度の周知に努めてきたところである。また、記録の管理についても万全を期してきたところである。今になって制度を知らないかったとか、加入届や住所変更届の未届のため、納付要件が満たさず、欠格になるのは本人の責任であると思う。また、制度には不服申立て制度があり、決定に不服がある者は、申立て者側が、反証の材料を準備するのは、訴訟法の建前から当然のことであり(仙省庁の処分も同様)推測で処分を覆したり、時効を撤廃するなど行えば、現場の職員も立場がないし、ごね得がまかり通り、将来的に行政を進めていくことが出来なくなる。幸い国民年金では、社会保険事務所や市町村では記録の保存をしており、記録も正しく反映されているので、従来どおり、法律に基づいて、自信を持って事業を進めていけばよいと判断する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和41年に社会保険事務所の国民年金担当者となって、市町村から送られてくる検認台紙から紙台帳への記録の転記作業に従事した。その際、紙台帳の配列順の誤謬等により転記ができないものがあり、職員総動員で台帳を探して記録を行っていた。また、42～43年ごろに始まった賃金による納付記録の進達（鑽孔テープによる）の際、職員との読みあわせを行っていたが、十分にできていたかというと自信が持てない。しかし、職員は年金記録が将来、被保険者の給付につながる大切な記録であるという認識から、毎年（大きな市では数年毎に）、市町村との記録の交換を行って、正確を期していた。

その当時、未納徴収や未適用者の個別勧奨が行われており、戸別訪問をする中で、年金制度拒否者の説得や納付拒否者及び貧困等による未納者が多数存在した。拒否者には長時間にわたり制度の必要性を説いたが、説得に応じなかった者が無年金者になることは本人責任である。また、貧困者には、玄関先で納付書を数枚書き換え分割納付させ（とりあえず、手持ち額のうち数か月分、あるいは奥さんの分だけとか）後日の完納を説得したが、後日わざわざ自分で納付した者は少なかった。従って、現在問題となっている配偶者は完納で、本人が未納というケースは多々あったと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度が多種多様の階層の方の年金制度であり、将来、生活保護制度に替わるものと認識しており、我々は、誠心誠意、住民の年金権確保に努力してきたもので、国民の皆さんから後ろ指を指されるいわれはない。特に、地方職員は、すべて年金法、通知、通達集、社会保険庁の研修制度などで知識を習得し、個々の判断を要する問題については、厚生省、社会保険庁の指示の下、進めできたもので「社会保険事務所の職員が・・・」といって批判されることはないと思っている。ただ、60年代に入って、国民が年金離れを起こし、国民年金の未加入者や未納者が急増してきたにもかかわらず、社会保険庁が組織防衛のため、保険料方式に固辞してきたのは、問題があったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保险事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別に参考の事な

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法に従い正しい届出ができている被保険者には、問題は起きていなければなりません。されば、社会保険の運営がスムーズに行われると思はれます。しかし、一度喪命を経てから一人暮らしは難しいことです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦後、戦後の資格記録から名簿・会帳・機械化管理による事務處理の発達のあひだ中、人一筋の基礎保険者を設定した前後の記録には統合はされないと思ふ。

旧方式の事務處理では、春季登録も代名詞で年次登録かつかしい。申出(申請)と並びて、正しい届出はお膳立てかたつて事項です。そのため問題解決には、オペレーションの申出(請求)がないとスムーズな統合はむづかしい。

消えた年金ではなく、5千万件保管されているので、開拓する立場(請求)の協力を頂く外ならと思われます。記録はあれど、必要性の高い順に不満はないよう調査してあげてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

30年・40年と長期在籍が必要な大切な記録である。
時代に沿って年金記録規定に基づき「3.5」エスリー
にして少額の年金に支給してきました。
年金者は一人でありますから、その後者等と例又
通常の代に、右側は年月日の歴史に確認・取
扱い方法の中に、正しい歴史が保たれて複数ヒ
例問題は大きくなると思つてました。
基礎年金看守設定がされて良かったと思ひます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当者から会話方式・機械方式の交換の手続
件名の整理がしないで、アシilateでそれを思つて
ました。
これは、制度の改正により、早急に一人一登録に至
シカ・改善の解決策を施していく必要があります。
社会保障の事務処理システムがよりよく思います。
政府・行政・事業主・被保険者等の連携の強化と
認識満足度とと思います。
みなにあって支払われない年金料

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後32年6ヶ月が経過し、かつ31年間の在勤期間中に年金計算義務である資格保有者登録が33ヶ月(=4年3ヶ月)のみであります。月次年次賃俸履歴には年12ヶ月勤務実績がるものですが、今回報道されればようが汚染にはむしろ警戒している次第です。条件的年次賃俸は不可能と申上げてよい、ということです。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくまだ想像であるが、退っていたのも知りぬが……。退後から有所得で年賃計算の全被保険者連名簿(B5版サイズで厚さ約3~4cm程度)から現役の個人別年賃簿? ですが、これが切替更行作業終了で問題点が生じたのではないかと思われる。

例山帳では、これが実施期日、作業上のマニアル等の指示通りもなく、既時処理実施が不可能な可能性があり。仮設かと見えぬ場合は、既時処理実施していいのに拘わらず、昭和39~38年頃は年賃簿に何が實際に初めて書かれているかを知った記憶が微弱も明確な印象として残っている。

したがって、旧連名簿(現年賃簿やめ、或いはマイクロフィルム化されれば...)と更新台帳との整合検査で誤認、脱落済み等の発見は努めるのも時機的問題があるかも知れないが、一方途ではないかと推量される。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

復帰ノ届で述べたかく、年金記録の問題という事項はつき。今日初めて問題視されることは自体が不思議である。在籍中ににおける真実の眞實的めしり(年組結城は昭和44年~45年頃以降ぐらの)として顕著なもの或いはオボリージュ的めしりが皆無であり、頗るの神とはまのも神にはなうたと言つても過言ではなかつて到附れります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の退職後にもう少しあ事務とまつてあり、退職のものとして不満ななども特に上げず年頃はない。
公務員としての在職期間3ヶ月よりして退職後より今はまだ勤務3年未満
が多めのことでござりけりがよろしく。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. 事務局課長補佐・係長級以上		
i. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
j. 事務所長		
k. 事務所課長級以上		
l. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和26年に前職の社会保険に採用され、厚生年金組合員の書類を
や被保険者台帳の整理を担当していました。この間に、年金記録の問題
が発覚しました。それは、年金記録の登録が不正確で、年金は支給され
ることと、年金記録の登録が不正確で、年金は支給されないことがありました。
このため毎月新規適用事業者登録会、毎年5月1日から6月1日まで年金組合員会
8月新規登録実地実習等により手書き等の徹底と因れ大変に
改善されました。
その後、社会保険年金センターへはその問題に対するオンライン、コンセント
方式で取り扱い、複数に処理されているものとが改められました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインでの問題は認識していませんが、年金記録の解決
について、過去の記録には本人は記憶が薄れており、当時の事業所
事務担当者が一番よく知っているのはなぜ、事業所には資金台帳や社会保
険の届出控も保管していると思われます。従って、事業所へ文書会
話のやり一歩確実な方法とおもえられます。

ただし、書類の休みは事業所ごとに違うので、古いものは発
見しきりる可能性がありますが、資金台帳は保険料控除記
録があり比較的長期に亘り残っているようです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私どもの時代は前記(質問1)記述のとおり独創的であり
一生懸命社会体液の適正化に努力していました。
他方で人事文庫が本が買えるとよくそりよび
んか、角川版においてはそのような問題は開拓されはじめていました。
私が取り組んでいた

(追伸)

マスコミは便々批判していますがそれは一部で、皆さんの
歴史の後悔を年金制度を理解し誠心誠意お詫びに務められて
と自負している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(記述省略)

ご協力、ありがとうございました。